

## 令和7年12月定例会 一般質問 眞鍋亜樹議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

### 「民法改正（共同親権）施行を見据えた市全体の体制整備について」

○眞鍋亜樹 議長のお許しを得ましたので、無所属、眞鍋亜樹の一般質問を始めさせていただきます。

まず冒頭に、先日起りました青森県東方沖地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

では、質問に移ってまいります。今回は2つの大項目を挙げさせていただきました。

第1項目として、民法改正について質問いたします。

令和8年4月に民法改正（共同親権）が施行される予定でございます。この法改正は、父母の離婚後も子供の最善の利益を確保するための大きな制度転換であり、自治体の行政手続、子育て支援、教育現場など、幅広い分野に影響を与えるものでございます。本市としても、子供の権利を守る立場に立ち、制度に対応できる体制整備が急務であると考えます。

以上を踏まえまして、民法改正に向けた本市の体制整備について質問いたします。

次に、大きな2つ目の項目といたしまして、公共交通の再構築と福祉との連携による移動支援の強化について質問いたします。

まちづくりにおきましては、まず申し上げますのは、三橋市長の就任以降、本市が積極的に人口増加戦略へかじを切り、着実に実効性のある取組を進めておられると強く実感しているところでございます。中でも、五位堂地域におきましては、本議会におきましても条例が提出されておりますが、駅前整備の基本構想、また都市計画の具体化が進み、さらに先日、特急停車という発表がございました。特急の使い勝手などはいろいろなご意見はあるものの、ゼロから1ということは、ゼロが1となるということは大きな意味があり、次につながる大事なくさびであると受け止めております。行政、民間、市民の動きが同じ方向に向かって連動し、地域に確かな活気が芽生えつつあると感じております。引き続き、前向きで明るいエネルギーを持って進めていただけるよう、ご期待申し上げます。

そのまちづくりの一環として、今回は公共交通の再構築と移動支援の強化を質問させていただきます。

現在、本市では、デマンド交通の料金改定やコミュニティバスの運行改善、拡充を進めようとしており、公共交通の利便性と持続可能性を高めようとしておられます。しかしながら、これらの取組が市全体としてどのような方向性の下に再構築されようとしているのか、市民からはその全体像が見えにくいという声もございます。部分だけを見ると、部分最適の議論になってしまいがちです。暮らし全体のビジョン、香芝市としての全体像を市民の皆様

ともしっかりと共有することが重要だと考えます。

そこで、質問といたしましては、本市としての公共交通再構築の方向性、公共交通の大きな課題である移動困難者への支援について、福祉の視点から伺います。

それでは、第1項目より質問いたします。

改正民法の趣旨、子供の最善の利益、親の責務、協力義務について、本市の受け止めやご理解はいかがでしょうか。

これをもって壇上からの質問とさせていただきます。

**○子ども家庭部長** 眞鍋議員のご質問にお答えいたします。

離婚後に共同親権を法律上認めていなかった我が国の制度につきましては、一部に批判があり、このような法制度は現在では珍しく、我が国以外での主要先進国では、離婚後も親権は父母が共有することとされております。

ご指摘の改正民法の趣旨は、父母の離婚等に直面する子供の利益を確保するため、子供の養育に関する父母の責務を明確化し、親権、監護、養育費、親子の交流、養子縁組、財産分与等に関する規定を見直すものであり、子供の健やかな健康を支援することにあるものと認識しており、子供の利益の確保に資するものであると受け止めてございます。

以上でございます。

**○眞鍋亜樹** 大変深いご理解のあるご答弁をいただけたと思っております。大変心強く感じております。

質問2に参ります。

改正民法の趣旨につきまして、令和7年10月16日付で市公式ホームページに、民法等の一部を改正する法律の成立と公布についてと掲載されております。法務省の専用ページにつながっており、現在発信されている中で誤解のないように伝わるものであろうと考えております。一方で、ただリンクを貼っているだけにも見え、本市の姿勢は量りにくくもでございます。先ほどのご答弁だけのご理解があるのならば、もう一步踏み込んだホームページを示すことができるのではないかと期待するところでございます。もう少し見る方の心に寄り添う内容拡充の見通しはあるでしょうか。

**○子ども家庭部長** 市のホームページに提示している内容は、現在おっしゃるとおり法務省のホームページに誘導するものでございます。法務省のホームページには、解説、パンフレット、Q&A、動画解説等が用意されていることから、改正民法の趣旨を誤解なく理解していただくためには、こちらをご覧くださいことが望ましいと思料いたします。ご指摘を踏まえまして、本市といたしましても、なるべく分かりやすい広報の仕方がないかにつきましては研究してまいります。

以上でございます。

**○眞鍋亜樹** ぜひ研究を進めていただきたいと思います。ホームページで情報を発信する際におきましては、発信する側の視点や都合だけでなく、その情報を受け取る市民の気持ちにもぜひ丁寧に思いを寄せていただきたいと思います。日本語においては、相手の身になっ

て考えるという言葉がございます。これは、単に相手の立場を理解するというだけではありません。相手の心情や痛み、苦しみ、様々な感情に寄り添い、まるでその人の心の位置で感じるように想像する、非常に繊細で深い共感の在り方を示す言葉でございます。実は、この表現は、英語には完全に置き換える言葉がないと言われております。英語に近い表現にすると、相手の立場になって考える。つまり、相手の状況や役割を理解し、自分がその立場だったらどう判断するかということによって思考するという意味にしかありません。日本語におきまして相手の身になって考えるという、それ以上に深く心の痛みや苦しみに寄り添う、日本人特有の精神性を含んだ大切な言葉です。このニュアンスは伝わるかと思いますが、本市がホームページで情報を発信する際にも、ぜひこの日本語の豊かな精神性というものを大切にしていきたいなと思っております。制度説明であっても、そこには必ずその情報を必要としている市民がいるという事実があります。どうか、市民の立場だけでなく、市民の心に寄り添った発信をしていただきたい。それが自治体としての温かさであり、信頼につながるものと考えますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。

子どもの権利条例の策定について、本市におきましても子どもの権利条例の検討が進んでおりますが、その中でも特に重要なのが、子どもの権利条約第9条に定められている、離婚や別居の状況にかかわらず、子供が父母双方との関係を維持する権利でございます。これは国際条約が明確に保障する子供の権利であり、今回の民法改正で導入された共同親権の理念とも一致するものです。子どもの権利条例の策定に当たり、離婚、別居にかかわらず、子供が双方の親と関係を維持する権利を条例にどのように位置づけるのでしょうか。

**○子ども家庭部長** 子どもの権利条例の立案に当たりましては、弁護士や教育・保育の専門家の意見を聞きながら内容の検討を進めているところでありまして、現時点で具体的な案をお示しできる段階にはございませんが、お尋ねの離婚、別居にかかわらず子供が双方の親と関係を維持する権利という観点につきましても、その必要性について検討してまいります。

**○眞鍋亜樹** 検討をお願いいたします。

次に、共同親権及び共同養育社会への移行を踏まえた自治体としての体制整備について伺います。

自治体におきましては、行政手続、学校、保育、福祉と全てに関係する大きな制度改正となります。特に市全体として整備すべき事項は多岐にわたりますが、どのように体制整備を進めていくのか、今のお考えをお聞きいたします。

**○子ども家庭部長** 例えばでございますが、改正後の民法第824条の2には、「親権は、父母が共同して行う。」と規定されてございます。この規定は、身上監護や財産管理等の親権行使が父母の共同の意思で決定されることを指し、様々な手続に当たって、必ずしも父母双方の書面を今では必要ではないこととされてございます。このように共同親権の導入により、改正後の民法の諸規定が行政手続の様々な分野にどのような影響を与えるかについて、ま

たどのように対応するべきであるかにつきまして、庁内で理解を深め、行政手続の在り方について、関係部室で検討するとともに、市民の方々にも制度の意義等につきまして周知に努めてまいりたいと存じます。

**○眞鍋亜樹** しっかりと学習していただいて、新しい制度でございますので、誤解や混乱というものを防ぐためにも、市庁内の理解を深める取組、勉強会や研修等をしっかりと計画的に実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、親子交流について伺います。

今回の民法改正は、父母の離婚後も子供の最善の利益を実現することを基本理念として制度が組み立てられています。その中でも特に重要な柱が親子交流であります。親子交流は単なる面会手続ではありません。子供が自分は父と母のどちらからも愛されていると実感し、自己肯定感を高め、安定した情緒を育む上で欠かせない大切な機会でございます。また、先ほどご紹介いたしました子どもの権利条約第9条第3項における考え方についても、子供の権利が明確に保障されております。また、心理学、脳科学の研究におきましても、親との触れ合いはオキシトシンという安定ホルモンを分泌し、ストレスの低減、学習意欲の向上、人間関係の発達に大きな影響を与えることが明らかになっています。こうした背景を受けまして、法務省が公表している改正民法の概要におきまして、親子交流に関する見直しの項目の中で、親子交流は子供の健全な成長のために重要であるということが明確に示されております。つまり、親子交流は、国際条約、科学的知見、そして改正民法の全てにおいて、子供の利益のための不可欠な要素であると位置づけられているわけであります。

そこで、伺います。

親子交流の重要性と必要性を本市としてどのように認識し、どのように取り組むのか、その基本的な方針についてお伺いいたします。

**○子ども家庭部長** 親子交流は、子供と離れて暮らしている父母の一方が子供と定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流するものとされており、これは子供のためのものであり、子供の利益が最も優先して考慮されなければならないものと認識してございます。また、子供がどちらの親からも愛されていることを実感し、信頼できる親子関係を築くためには、父母それぞれの理解と協力が必要なものであり、子供の健全な育成にとって重要であり、必要なものであると認識しております。一部の自治体では、親子の交流の日程の連絡調整等を支援する事業を実施しているようではございますが、本市といたしましても、実現できるかどうかについては研究してまいりたいと存じます。

**○眞鍋亜樹** しっかりと研究してください。今のご答弁からは、この親子交流の重要性、必要性っていうところは十分にご理解いただいているというふうに受け止めました。

その次に、それをしっかりとこの香芝市で育つ子供たちに落とししていくためには、事業としての取組が必要でございます。国のほうでも示されております離婚前後家庭支援事業、親子交流支援パッケージ等、国の補助があるメニューが示されておりますけれども、これにつ

いての導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○**子ども家庭部長** 現在、離婚に関するご相談があった場合には、奈良県のひとり親家庭等の総合相談窓口、奈良県スマイルセンターをご案内しております。ご指摘の事業を活用して、先ほど申し述べたような親子の交流を支援するような事業を実施することも可能であるとは思われますが、カウンセリングを実施する等、専門人材が必要になるものと思われ、そのような人材の確保が困難であることから、本市におきましては実施することは現時点で困難であるとは思われますが、いずれにいたしましても、本市として実現できるかどうかについては研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○**眞鍋亜樹** しっかりと研究していただきたいと思います。

それに係りますが、離婚前後の包括的支援というところを総合的に進めていくという計画はあるでしょうか。

○**子ども家庭部長** ご指摘のような事項につきまして、現時点におきまして計画的に進めている方針はなく、実施に当たりましてはカウンセリングを実施する際の専門人材等の確保が困難であるとの事情もございまして、本市としてどのようなことができるかについては引き続き研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○**眞鍋亜樹** やはり人材の確保というところが難しい部分であるなど。本当に佐竹部長が申し訳なく思って、だんだん声が小さくなっていくのが分かるんですけども、今の現状をお伝えいただけたら、大きな声で言ってくださっても受け止めますので、よろしく願いいたします。研究を重ねていく中で、何かのきっかけとかヒント等があるかもしれないので、しっかり取組に対してよろしく願いします。

では、質問項目4のほうに移ります。

こちらに対しましては、入園・退園手続における両親署名の必要性についてお聞きいたします。

現在、本市では保育所の入所申込みに際して父母双方の署名及び同意を取っているでしょうか。

○**子ども家庭部長** 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づきまして、親権を行う者、未成年後見人、その他の者で、子供を現に監護する者を保護者といたしまして、子供を監護する保護者1人から申請を受け付けており、父母双方の署名及び同意を取得しない運用を続けているところでございます。

○**眞鍋亜樹** この質問は以前もお聞きしたことがあるかと思うんですけども、現在、父母双方ではなく、保護者1人のみの署名で受理されている現行の運用の理由と課題については何でしょうか。

○**子ども家庭部長** これまでの運用に関しまして本市が取ってきた見解といたしましては、保育所の利用に当たっては、子供の養育に関する事項について、少なくとも夫婦の共通

の合意を前提として申込みされているものであることから、子供を監護する保護者1人の署名のみであったとしても手続に支障はないというものでございました。

しかし、令和6年12月に、三橋市長から、当時、婚姻中にある夫婦については共同親権制度が採用されている一方で、離婚後には単独親権制度が採用されていること。夫婦の一方が離婚後において自ら親権者となるために、同居していた夫婦が別居するに際して、一方が子を連れ去る事案があること。そのような事案においては、子を連れ去った夫婦の一方は、ほかの一方の同意を得ることなく、子が通園する保育所等を退所したり転所したりする手続を行い、それらを管理運営する事業者も、夫婦の一方の意思を確認するだけで、他の一方の意思を確認することなく手続を完了させてしまう場合があることを踏まえ、保育所等に係る婚姻中の父母の子の入所及び退所等については、その子の父母の双方が親権者であるときは、当該父母の双方の同意を取得すべきであるとの指示があったものでございます。

これにつきましては、教育部や子ども家庭部における検討がその時点から進んでおりませず、具体的な事務の改善には至っておらない現状でございます。

以上でございます。

**○眞鍋亜樹** 今のご答弁、令和6年12月というところで、私のほうから共同親権について質問させていただいた時期かと思えます。

今のご理解からだ、現行の運用においては、婚姻中、共同親権であるということにもかかわらず、他方の親の意思を確認することなく入退所の手続が完了してしまうということ。そして、一方の親が子供を連れ去り、もう一方の親の同意のないまま退所、転所が行われる事案が存在するという市としても把握してきたということでございます。

その上で、市長のほうから、婚姻中の入所、退所については父母双方の同意を取得すべきであるとの明確な指示が示されていたということですが、検討は行われていない、また改善も行われていない。この1年間、改善に至らなかったということについては非常に残念に受け止めております。なぜなら、このような事態というものは、子供が本来受けるはずのもう一方の親からの愛情、関わり、支えを事実上断ち切ってしまうことにつながり、子供の最善の利益を著しく害するからでございます。先ほどもありました子供を連れ去ってしまうということに行政として加担してしまうというような結果にもなりかねないことにもつながってまいります。私たちが守るべきなのは、親同士の利害や対立ではなく、子供が両方の親と関係を持ち続ける権利でございます。この視点に立つならば、入退所の手続における同意確認の在り方は一刻も早く改善される必要があり、速やかに具体的な運用改善の実施を強く求めるものでございます。

また、入所に引き続きまして、次の質問に参ります。

退所についても子供の生活や福祉に大きな影響を与えるものでありますが、こちらについては父母双方の署名及び同意を求めているのでしょうか。

**○子ども家庭部長** これまで保育所の退所届につきましても、保育所の利用に当たっての考え方と同様に、夫婦の共通の合意を前提として手続が進められるものであるため、子供を

監護する保護者1人の署名であったとしても手続に支障はないというふうに考えてまいりましたが、先ほど答弁しましたように、保育所等に係る婚姻中の父母の子の入所及び退所等については、その子の父母の双方が親権者であるときは、当該父母の双方の同意を取得すべきであるという考え方を基本といたしまして、具体的な事務の改善を急いでまいります。

○眞鍋亜樹 今、改善を急いでまいりますというご答弁なので、ぜひよろしく願います。

今、婚姻中の父母なので、両方に親権があるという状態の中での同意を取るということはお約束いただけたのでありますが、また一方、別居している親が知らないまま退所されるケースというものを防ぐ仕組みはあるでしょうか。

○子ども家庭部長 これまでの運用では、保育所の退所届は利用されている保育所に対して子供を監護する保護者が提出するものであり、夫婦の合意を前提として手続が進められるものであるとの考え方の下で、特に保育所等においては保護者と密に連携していることから、家庭状況に変化がある場合は保育所に知らせていただくこととしておりまして、基本的にそのような運用は必要ないものと考えてまいりました。したがって、いわゆる別居親が知らないまま退所する事態を防止する仕組みは現時点ではないので、具体的な事務の在り方について検討してまいります。

○眞鍋亜樹 検討していただけたというところで、保育所等は密に保護者と連携をしているのでということでありましたが、結局はそれを親権者がどうかというのは確認するすべがないので、言ったことをそのまま信じて運用していくのは続いていくことだと思いますから、そういう部分におきまして、この課題を先ほどしっかりと把握されておりましたので、課題を解決できるように、早期に確実に対応を進めていただきますようお願いいたします。よろしく願います。

それでは、次、5に移ります。戸籍届についてご質問でございます。

今回の補正予算におきまして、戸籍情報システム改修委託費が計上されておりました。このほかに、改正民法施行に向けて、準備として進められていることはあるでしょうか。

○市民環境部長 窓口や電話等で相談を受けた際に、担当職員がこれまで離婚の場合の親権者を父または母の一方を定める単独親権でございましたが、民法が改正され、令和8年4月1日からは、父母が協議上の離婚をするときに、協議で単独親権または共同親権を指定することができる旨の説明を行ってございます。事務手続などの準備は、今後法務省からの通知等を受けて進めていきます。

以上です。

○眞鍋亜樹 説明はもう行ってくださってるということですが、民法等改正法に伴い、離婚届の様式についてはどのように変更されるでしょうか。

○市民環境部長 現時点、本日時点で法務省から正式な離婚届の変更内容はまだ通知されてございませんが、政府の意見公募サイトでは、制度導入を踏まえた戸籍法施行規則の改正案とともに、新たな離婚届の様式の案が公表されてございます。その案では、改正前は親権

を持つのは父母いずれかで選択肢は2つでございましたが、新たに父母両方と家事審判や家事調停の申立て中を加えた4つとされてございます。また、父母それぞれに私意による合意であったことの確認も求められております。

以上です。

○眞鍋亜樹 では、先ほども説明を行っているということでございましたが、相談や説明を求められた際に、どういうふうに説明を具体的にされているのかについてお伺いいたします。

○市民環境部長 市民課窓口にて相談や説明を求められた際には、法務省民事局発行のパンフレットがございますので、それを用いて説明を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 パンフレットを用いてるということでございますが、先ほど一番最初の子ども家庭部からいただきましたご答弁は本当に素晴らしいご答弁でございました。その改正の趣旨っていうものを十分に共有して、その上でご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、その1つさきのご答弁いただきましたチェック欄につきまして、私意による合意であったというところもチェック欄が設けられて、確認が取られるということでございます。それにおきまして、チェック欄が持つ意義はさらに高まるわけではありますが、現在の離婚届にある面会交流、また養育手当のチェック欄の件数について把握はしてらっしゃるか。

○市民環境部長 はい、把握してございます。市民課窓口への年間離婚届提出数のうち、未成年の子供がいる協議離婚届は3か年平均で46%となっております。親子の面会交流の取決めを行っているものは3か年平均で26%であり、養育費の取決めについては3か年平均で27%となっております。

以上です。

○眞鍋亜樹 香芝市におきましても、どれだけの人が取決めをしているかということは窓口で把握できることでございます。このチェックについては全て行われているものかと考えてよいでしょうか。仮にチェック欄に記載がない場合、記載を促すことはあるでしょうか。

○市民環境部長 はい、市民課の窓口では届出書の確認を行い、チェック欄に記載がない場合は、記載を行うよう促していますが、夜間窓口では委託業者が受付のみを行い、翌日以降において市民課の職員が審査を行うこととなるため、夜間窓口での受付の段階で記載を促すというのは難しい状況になってございます。手法につきましては、今後において検討する必要があると考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 今、今後の検討事項だということもおっしゃられました。日中はチェックを促すことができるけれども、夜間窓口ではチェックを促すことが難しいというような差異が

あります。離婚届の受理事務というのは戸籍法に基づく法務受託事務であり、自治体として独自にできる範囲というのは一定の制約があるという点は理解しております。その上で、なお、先ほども申しましたように、このチェック項目というものが持つ意味というのがこの改正されることによってより重要性が深まるわけでございます。なぜ、このチェック項目があるかという、それは全て子供たちのためでございます。子供の最善の利益を損なわないために、市として工夫できる余地があるのではないかという点から、しっかりとご検証いただきたいと思っております。

夜間窓口であっても、例えば形式的な記載確認として、委託業務の範囲でできないか、チェックリストのようなものを使う。または、夜間の受付を仮受理という形にして、チェック項目も促せるような、次また再度来てもらって促せるような、そういうことができるか、できないかということもしっかりと研究して、ご対応いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、離婚届のチェック欄、先ほども申し上げましたように、そこでしか分からない情報なんですね。取決めをしてるか、してないかっていうところで、とても重要な場面になります。もし、本当にそこだけ唯一確認できるポイントなので、現行制度では離婚届、先ほど申しましたように、市町村におきまして受理をするので、その後、家庭裁判所やこども家庭庁が自動的に関与することにはなりません。つまり、ここで取決めがされているかどうか把握できるのは市民課の受付時だけだと言っても過言ではございません。親子交流、養育費というのは子供の安定した生育や生活に直結する非常に重要な項目であり、取決めがなされていない場合、後の紛争化、また養育費未払い、親子断絶につながるリスクがあります。

そこで、お伺いたします。

離婚届のチェック欄において、面会交流や養育費の取決めが決まってないとされた場合、市民課として、本人の同意の下で、子ども家庭部などの関係課につなぐ仕組みということを構築することはできるでしょうか。

**○市民環境部長** チェック欄の情報につきましては個人情報に当たるため、まず外部に提供することはできませんが、ご本人に対して関係課や法律相談を案内することは可能であると考えてございます。

以上です。

**○眞鍋亜樹** 情報の共有はできない、課外にすることはできないということではありますが、チェック欄を見て、相談窓口等のご案内はできるというところで、そこは丁寧にしていきたいし、もし先ほども改善の工夫ができるというところについては引き続きご検討いただき、本当に重要な市民課なんです。なので、この機会を見過ごすことなく、子供たちの最善の利益につながるよう取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次、続きまして6項目に、6番目に移ります。父母の学校行事への参加についてお伺いたします。

これまでも質問をしまいましたが、令和6年3月、令和6年12月におきまして質問いたしました。令和6年3月には、同居していない親の参加について、学校や幼稚園、保育所が決めることではないと考えているというご答弁がございました。また、12月におきましては、学校行事への参加について、基本的には保護者の参加を否定するものではない。しかしながら、子と同居している親から別居している親の参加を控えてほしいという申出があった場合には、その意向を尊重し、別居している親の参加を控えていただくという考え方で運用しているという趣旨のご答弁をいただきました。

そこで、伺います。

この点につきまして、令和6年度以降、運用方針に変更があるのか、まずは現状を確認させていただきたいと思っております。

○**教育部次長** 今、眞鍋議員お述べのとおり、令和6年12月香芝市議会定例会における答弁からの変更はありません。

以上です。

○**眞鍋亜樹** 今も同じく、同居している親の意向だけでも一方の親の参加が拒否されているという状態が続いております。また、前回もお伝えしましたが、学校長の判断となつてまいりますので、学校ごとに対応が全く異なっていく、子供や保護者が大きな不利益を受けるという状態が続いております。こうした事例については全国でも起こっていることでございます。特に親の離婚や別居という状況に置かれた子供たちにとって、行事において両方の親に見てもらえるということは心理的な安定や安心につながると多くの研究で指摘されております。また、現在、法務省では改正法の施行準備のための関係省庁との連絡会議等が開催され、具体的な対応策やQ&Aが示されつつあります。法務省のQ&Aにおきまして、学校行事への参加について、同居、別居問わず、単独の意思で参加を認めるとされております。香芝市としても、この学校行事には同居、別居親を限定せずに参加できるという認識として統一的な対応が必要と考えますが、どうでしょうか。

○**教育部次長** 現状、学校等におきましては、両親で相談していただくようにお伝えするという共通認識を持っておりますが、民法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行される予定であることを受けまして、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しが行われることがあり、市長公室や子ども家庭部と調整の上、学校等行事への非監護親の参加に係る対応指針を作成しているところになります。

以上です。

○**眞鍋亜樹** 市長公室とも連携して、香芝市としての対応を一緒に考えてくださっているということですかね。指針も一緒に考えていってるということで、とても思ったより進んでおられて、びっくりしたところでございます。今日、統一指針が必要じゃないですかということをお願いしたかったんですけども、もう進められているということで、進めていただきたいのですが、その指針は何を参考になされて、どのように進められているのかについて伺いたします。

○教育部次長 法務省の民法等の一部を改正する法律、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しについて、Q&A形式の解説資料（民法編）等を参考としています。これまでと同様、市立小・中学校や幼稚園等が独自に授業参観等の学校等行事への参加の可否を決定するのではなく、両親の間の取決め等のほか、当該児童・生徒の意向を尊重するものとしています。

以上です。

○眞鍋亜樹 しっかりと子供の意見も尊重していくということが今答弁の中でも述べられました。現在、もちろん法務省のQ&Aも参考にしながらというところがございますけれども、全国の先行事例というものを先日お伝えしました。大東市というところがございます。その中では、大東市、また東京の港区におきまして、別居親の学校行事対応のフローチャートというものが策定されております。先日お渡ししたものでございますけれども。これにおいては、この取組は子供の気持ちを第一に、先ほどのご答弁と同じ思いだと思わなければならない、子供の気持ちを第一に、裁判所の接近命令仮処分がない限り、別居親の学校行事を認めるようなフローチャートでございます。これまで、保護者と学校園、学校や幼稚園等で完結していた対応に、教育委員会が関わることにより、各学校や幼稚園独自の判断ではなく、統一した対応ができるようにされているものであります。そういうものもしっかりと研究していただいて、子供の気持ちを第一とした統一的な方針というものをお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次、質問8に移ります。子供の意見表明権を尊重する仕組みについて教育長に伺います。

今回の民法改正では、父母の協力義務や共同養育の理念が明確化され、その根底には子供の最善の利益を中心に据えていくという原則がございます。さらに、国際的には子どもの権利条約第12条で、子供は自分に関わる事柄について意見を表明する権利を待ち、その意見は年齢や成熟度に応じて十分に尊重されるべきであると明確に定められています。しかし、この子供の意見を尊重するという理念は、離婚や別居に伴う現実の子供の状況を踏まえると、必ずしも単純ではありません。心理学では、離婚や別居を経験した子供たちが直面する課題として、代表的な2つの概念が指摘されております。1つは、忠誠葛藤と呼ばれるものです。子供は本来、父と母のどちらも大切にしたいと思っておりますが、どちらか一方の親に気を遣い、もう一方の親に会いたい、話したいという本当の気持ちを言えなくなるという状態があります。やはり、一緒にいる親の気持ちに寄り添うということがあります。こうした思いが子供の心を強く縛り、不安や自責感、混乱を生むということが知られています。そして、もう一つが片親疎外です。一方の親の否定的な言動、環境上の影響を受けることによって、子供が本来愛着のあるもう一方の親を不当に拒絶するような現象が起こります。例えば近くで同居する親からもう一方の親の否定的な話をずっと聞いてるうちに、繰り返し言われることで子供の認識がゆがめられてしまうケースがあります。このように、子供の言葉には大人では想像し切れない複雑な背景がある場合が少なくありません。つまり、表面的な言葉だけでは真意を判断できないことがあるということです。だからこそ、子供の意見表明権を

適切に尊重するためには、子供の心理状況を理解し、丁寧に話を聞く専門性というものが不可欠となってきます。法務省の国の1,000人ウェブアンケートによりますと、離婚を経験した子供が周りの誰かに話を聞く、相談できたのは9.4%です。たった1割弱の子供しか、小さな子供たちは周りに相談できないという状況が分かっております。このままの状況を見過ごすことはできないと考えます。

私自身も子供当事者の思いを聞く会などに参加いたしますが、そこに学校の先生も参加されることがあります。学校の先生が何て声をかけたらいいのか分からないというふうに聞かれることがあります。先生方もこのデリケートなことに関して、どういうふうに声をかけたらいいのか分からないという悩みながら、もちろん工夫もしながら、思いを寄せながら子供たちと付き合ってくださいと思うんですけども、日本の文化として離婚というものに対して腫れ物に触るような、そういう扱いを知らず知らずのうちに態度に出してしまっていないか、またそういう中で子供たちが本心を言えない状況があるということがアンケートの結果からも分かっています。それが今の日本における現状です。

そういう意味で、学校におけるスクールカウンセラーの役割は今後ますます重要になってまいります。さらに、自治体によっては、子供の権利を守る子どもアドボケイトなどの専門職を配置し、子供の声を独立した立場から受け止める体制づくりを進めている例もあります。本市においても、こうした専門家の配置、また連携体制の強化を含めて検討していただきたいと考えております。

そこで、教育長に伺います。

本市としても、子供の意見表明権を適切に尊重し、忠誠葛藤、また片親疎外といった心理的影響にも配慮しながら、子供の真意を丁寧に酌み取るための仕組みづくりを今後どのように進めていくお考えがあるでしょうか。

○**教育長** 子供が別居親と同居親の間で心的に板挟みになる状況については、教育委員会としても重要な課題と認識しています。学校としては、まず子供が安心して話せる環境をつくることを基本と考え、学級担任を中心として、児童・生徒の状況をしっかり理解し、教職員間で情報を共有するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭などの相談窓口を充実させ、子供が気持ちを表現できる場所を確保しています。さらに、必要に応じて関係機関と連携し、家庭の問題に対して、学校だけでなく、社会全体で支える体制を整えていきたいと思っています。これらの取組を継続し、子供たちが健やかに成長することができるよう、引き続き努力していきたいと考えています。

以上です。

○**眞鍋亜樹** 今現在あるスクールカウンセラー等の専門職というところを十分に活用していくというお答えだったかと思います。今現在ある状態から聞き取る中で、見直し等が必要な場合は、ぜひとも改善も進めて、充実した子供たちが安心してしゃべれる場所っていうところに心を置いていただきたいと思います。先ほどお伝えしました心理的状况についても、学校の先生、また職員の皆様も十分に理解して、またそしたら対応も変わってくるかと思

ますので、ご理解をいただきたいなと思います。お願いをしておきます。

共同親権について、私もいろいろ説明をするわけでありませけれども、難しいと言われる。とても、どうしたらいいんだっていいことと言われるけれども、これの改正につきましては法律が難しいとは思っておりません。とてもシンプルで、子供は父と母が育てるんだよっていうことを言ってるだけなんです。それは、婚姻関係があるなしにかかわらず、また親権があるなしにかかわらず、子供は父と母が育てる、すごくシンプルな法の改正でございます。しかし、それが難しいと思うのは、これまでの日本がつくってきた文化ですね。離婚したら、どちらかの一方が育て、独り親家庭となる。そして、独り親家庭、養育費がもらえないということになれば社会的な支援をする。そして、子供が大きくなったら、会いたかったら会いに行けばいいんじゃないってような考え方を普通としてきた文化がこの日本にあるということなので、この民法改正によって、婚姻にかかわらず、離婚した後も父と母が子供を育てるんだよっていう、この概念が言葉どおりに入っていない、ここが一番難しいところなのかなと思います。これは、先ほど申し上げましたような日本の普通としてきた文化の転換である。これはコペルニクス的な転換となる。昔、地動説、天動説という考え方も最初は受け入れられなかったと思うんです。しかしながら、それぐらいの転換、文化の転換となるのであろうと思います。例えば学校においても、私が学生時代とかは、昔はスクールカウンセラーとか、またスクールロイヤーとか、そういう配置を考えることが、想像することもなかったかと思えます。でも、今の時代においては普通に受け入れられている。文化の転換というものは、スタートはそういうことなんだと思います。何言ってるのって思っていることが徐々に浸透して、何十年後かには当たり前になっている。そういうことなので、自治体の体制につきましては、早く始めるのか、また1,741団体の早めに始めるのか、また1,700番目ぐらいで取りかかるのかというような、そういう違いであるのだろうと思います。子供の権利を守るまちとして、しっかりと香芝市が国を先行して他自治体のモデルとなるように、国を牽引していただけるように、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上で、第1項目の質問を終えたいと思います。

#### 「公共交通の再構築と福祉連携による移動支援の強化について」

○眞鍋亜樹 続きまして第2項目、デマンド交通について、公共交通の再構築について取り上げておりますが、最初の交通料金の改定につきましては、午前中の青木議員とほぼほぼかぶっておりますので、割愛します。

その中で1つだけちょっと確認したいなと思うのが、青木議員の質問の中で、他市の料金設定については様々にお示しがありました。その中には出てこなかったのですが、例えば大和郡山市については1人500円という利用料で運行がなされております。また、利用者についても65歳以上、障害のある方、妊産婦というふうに、香芝市より限定的な対象者となって

運行されている例がございます。それぞれの自治体におきまして、料金という視点だけではなくて、運行の内容について、それぞれの運行方法にサービスが変わってくると思いますが、**本市の運用の特徴としてはどのようなものが挙げられるでしょうか。**

**○都市創造部次長** 本市と他市のデマンド交通における運行内容の相違、サービスの相違といたしましては、**本市のデマンド交通は、自宅または自宅近くで乗降して利用できること、市内全域を同一料金で運行していること及び約280か所と多数の目的地を設定して運行しているということは、他市のデマンド交通と比較して大きな違いがあるというふうに認識してございます。**

以上でございます。

**○眞鍋亜樹** しっかりと、料金等も今回上がりましたが、それによって事業を継続可能な形にして、便利さ、使いやすさ、暮らしのクオリティを上げていくというサービスを維持していただきたいと思えます。

続きまして、全体像ですね。香芝市には、JR、近鉄を含む3つの鉄道と市内に8つの駅があります。こうした鉄道網を基幹としつつ、デマンド交通だけではなく、コミュニティバス、また民間の業者を含めて、市全体としての交通体系の再構築についてはどのような中・長期ビジョンを持っているのか、お伺いいたします。

**○都市創造部次長** 本市には、JR和歌山線、近鉄大阪線及び近鉄南大阪線の3つの鉄道路線と東部、北部でそれぞれ奈良交通が運行する路線バス、そしてそれらを補完する交通として、民間事業者のタクシーや本市の香芝市コミュニティバスと香芝市デマンド交通が運行している状況でございます。

今後におきましても、それぞれの事業主体と連携しつつ、通勤通学や買物、通院等の住民の日常生活における移動を支えるそれぞれの交通手段の持続可能性を高め、利便性の高い交通体系等を構築していくことが目標でございます。

また、先日に報道発表したとおり、近鉄大阪線五位堂駅は、令和8年度春のダイヤ改正におきまして、一部特急列車の停車駅に追加されることが予定されているが、それ以外の地域も含めまして、本市及びその周辺地域において交通の利便性の向上が図れるように努めてまいります。

以上でございます。

**○眞鍋亜樹** 本市における公共交通の全体図として、3つの鉄道、また民間バス、タクシーも活用した暮らしのビジョンが今示されました。なので、行政のデマンド、コミュニティバスへの補助というところだけではなくて、例えばその他民間利用もできるような補助ができないかっていうところもぜひご一考いただきたいです。行政、民間共に力を合わせて共存共栄できる、脈々と流れるような便利な公共交通の在り方につながっていくということもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、コミュニティバスの拡張について、再編成の全体図について大きくお伺いいたします。

○都市創造部次長 コミュニティバスについては、現在6路線を4台で運行してございますが、6台で運行することによって、利用者の多い路線につきましては1時間に1本ないし90分に1本程度の運行本数を確保することができるように努めてまいります。

また、路線の見直しを図ることによって、鉄道駅、医療機関及び商業施設等への結節性の向上を図るとともに、停留所を追加で設置し、各停留所間の距離を短縮することにより、多くの市民にとって自宅からおおむね200メートルないし300メートル程度の範囲内に1か所以上の停留所を配置することを基本といたしまして再編していく予定でございまして、この内容につきましては、令和7年11月5日に開催いたしました地域公共交通活性化協議会において承認を得てございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 しっかりと、イメージですけれども、網目のように便利になっていくイメージで受け止めました。

ちょっと時間が足りなくなってしまったので、次に健康福祉部のほうにもお聞きしたいんですけども、先ほどの青木議員のご答弁の中で、250人の利用者が半数を占めているんだよというところで、7万8,000人弱の人口のうち250人という人数の方がデマンド交通の半分の事業量を利用されてきたということでございます。例えばその方々がどういう属性によりデマンド交通を利用しているのかという分析や把握も必要となってくるのではないのでしょうか。例えば障害のある方なのか、低所得の方なのか、また高齢者だけという理由ではないのかということも細かく見ていけば様々あるかと思えます。その場合、それぞれの属性から受けられる支援体制というのが福祉的な観点からは存在しています。その点を伺いたいと思います。

障害のある市民の方が安心して移動できるための手段については対応はどうか。あ、ごめんなさい。先に、こちらからですね。両方に対する質問でした。すいません。

○都市創造部次長 本市が実施している移動支援といたしまして、デマンド交通におきましては、自宅または自宅近辺から乗降し、移動ができること、同乗する介助者は利用登録がなくても同乗できること、身体障害者補助犬の乗車を可能としていることなどがございます。また、コミュニティバスにつきましても、多くの市民にとって自宅からおおむね200メートルないし300メートル程度の範囲内に1か所以上の停留所を配置する方針でございまして、高齢者にとって利用しやすいものとして向上を図ってまいります。

以上でございます。

○健康福祉部長 障害者に対する移動支援につきましては、障害者の生活の行動範囲の確保及び拡大や社会参加の促進を目的といたしまして、障害の種別や障害手帳の等級、外出の目的等により支援が異なります。例を挙げますと、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスといたしまして、視覚障害や行動障害のある方を対象に、外出時にヘルパーが付き添い、安全に移動できるように支援する同行援護や行動援護、地域生活支援事業としての移動支援事業、タクシー基本料金相当額等の助成事業がございます。

高齢者に対する移動支援といたしましては、デマンド交通やコミュニティバスのほか、介護保険サービスといたしまして、要介護者の利用者に対しまして、通院や公共機関の手続等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて乗車または降車後の屋内外における移動等の支援をする介護タクシーと呼ばれる支援がございます。

以上です。

○真鍋亜樹 まとめてお伝えいただいたんですけども、障害を持つてる方、また高齢者に対する個別の、別の視点からの支援があるということです。

また、先ほど介護保険におけるサービスについても教えてくださいましたが、通院等の乗降介助事業というのはどういう方を対象としているのでしょうか。

○健康福祉部長 車両への乗車の介助を要し、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間において、継続して常時介護を必要と見込まれる要介護状態にある者が対象でございます。

以上です。

○真鍋亜樹 また、移動困難というところで、障害のある方、高齢者のほか、住民税非課税世帯など経済的に困難な世帯に対する移動支援というものはあるでしょうか。

○健康福祉部長 住民税非課税世帯に対する移動費用に係る経済的支援はございませんが、生活保護受給者に対しましては、医療機関の受診や就職活動等に係る交通費につきまして、本人の申請の上、要件を満たした場合は、その費用を支給しております。

以上です。

○真鍋亜樹 今、高齢者に対する支援、障害のある方に対する支援、それから介護保険を利用できるような移動支援について詳しくお聞きいたしました。そういうふうにもろんなメニューがあって、この方にとって、その人の暮らしの中で、どれを使って生活するのがいいのかというような移動ニーズというものを、お互い連携し合って、必要なニーズを交通政策につなげていていただきたいと思います。

福祉担当者の方は日常の相談を通して、移動に困っている方々のリアルな声というのはこちらに届くと思います。この場合、福祉分野で得られた移動ニーズを交通施策に生かすという取組はどのように本市として進めているのかについてお伺いいたします。

○健康福祉部長 65歳以上の方に対しまして、3年に1度、介護保険に係る意向調査を実施し、車の運転や移動手段について調査しており、高齢者の移動支援に対するニーズについて把握しております。また、調査結果につきましては市のホームページで公表しております。高齢者以外の方につきましても、福祉分野で得た移動支援に関しての必要な事項につきましては、必要に応じて関係部署と共有し、よりよい施策につなげるよう連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○都市創造部次長 都市創造部といたしまして、福祉部局との横断的な連携方針をお答え

させていただきます。

健康福祉部長を本市の地域公共交通活性化協議会構成員に充てるとともに、高齢者や障害者等の公共交通に関する協議の場におきまして意見を求めてございます。また、都市創造部の職員のほか、市長公室や健康福祉部等の職員について、地域公共交通の研修に積極的に参加していただき、部局横断的に職員同士の意見交換を活発に行うことなどに努めてまいります。

以上でございます。

○真鍋亜樹 今、もうご提案しようと思ってたことを全部言うてくださったので、お互いの状況が分かるように行き来しながら、協議会のほうにももう今参加されてるんですね。地域公共交通活性化協議会の中に健康福祉部長も入られているというところで、積極的に共有していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

走り走りになりましたが、本日聞いてきたというところで、デマンド交通、料金改定っていうところがすごく大きく注目されて、その周りのことを市として全体としてどういうふうなまちにしていきたいのかということが見えづらくて、なかなかご理解いただけなかった部分もございます。今日お聞きしたように、全体図、このまちで暮らす人たちが行政の公共交通の中で、民間の利用も様々な移動支援、また補助も使いながら、全体として、暮らしとして、この香芝市の中で安心して日々を楽しく移動して、楽しんでいただきたいなという思いで私もご説明していきたいなと思います。

今回、2つの大項目において質問してまいりました。どちらに対しても言えるのは、仕組みや制度の構築だけではなく、そこに人として温かい思いやりのあるまちづくりを目指していくということでございます。その心持ちをしっかりと政策に落とし込んで、子供たちの笑顔を真ん中に、あらゆる世代が住んでいて、うれしいまちとなるように、共に頑張っていくということを改めて私自身もお誓いしまして、一般質問を終えます。前向きにいただきましたご答弁について本当にありがとうございます。しっかりと取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。